

# 学校いじめ防止基本方針



多摩市立多摩永山中学校

## はじめに

いじめは人間の尊厳を踏みにじり、被害者の心に一生消えない傷を負わせるだけでなく、自尊感情を失わせ、人間不信を招き、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

そのため、いじめへの対応は、本校において最重要課題の一つであるにとらえ、全校を挙げて問題の克服に取り組まなければなりません。そのため、生徒を取り巻く大人一人一人が、「いじめは決して許されない」「いじめほどの児童・生徒にもおこりうる」との認識のもと、いじめの防止・解決に向けた確固たる指導體制を確立することが必要です。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針、さらに多摩市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定します。

近年のいじめは、それぞれの特徴や背景が異なり、時として複雑で解決困難な問題も発生します。よって、本校では一つ一つのいじめ問題に対し、当該学級担任のみならず、複数の学年教員、生活指導主任、管理職等を交え、その都度話し合い、模索しながら解決方法を見出していきます。

## 1. いじめ防止のための基本姿勢

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係のある生徒から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等によるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（平成25年度いじめ対策推進法より）

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとし、いじめられている生徒が苦痛とを感じている場合はいじめとなる。

※ 「いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議（平成25年6月）」抜粋

いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

この付帯決議の趣旨は、もし、生徒本人が苦痛を感じていない場合であっても、いじめに該当する事例はあり得るということである。この趣旨を踏まえ、本校では、加害生徒の行為が、人権意識を欠く言動等である（被害生徒が苦痛と感じていない場合）と判断した場合には、いじめと認知する。

### (2) いじめの防止等に対する基本的な考え方

いじめは許されないことであり、どの生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。そのため、教職員がいじめの兆候をいち早く把握するとともに、問題を全教職員で共有し、解決に向けて迅速に対応する。また、いじめのほとんどは重大な人権侵害行為であるという認識を、学校や社会は明確にもつことが大切である。

加害生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、場合によっては警察や児童相談所等との連携の下、当該生徒が抱える問題の解決を図る。

さらに、家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの問題を克服するための継続的な取り組みを推進していく。

## 2. 学校全体の取り組み

### (1) 校内の体制

いじめ防止等の体制を、学校全体で行うための組織を編成し、運営する。

#### ① 生活指導部会

- 生活指導部会を週1回開催し、校内の生活指導上の課題に関する情報交換、情報共有、指導内容等の協議を行う。

#### ② 学校いじめ問題対策委員会

- いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うために、校内に「多摩永山中学校いじめ問題対策委員会（以下、「対策委員会」という）」を設置する。
- 定例会を原則毎週火曜日の運営委員会の中で開催し、個々のいじめやいじめの疑いのある事案について、現状と対応の進行状況を報告及び確認し、今後の対応策を協議する。

#### 構成メンバー

- ・ 校長 ・ 副校長 ・ 主幹教諭 ・ 生活指導部主任 ・ 養護教諭
- ・ 当該学年主任及び当該学級担任（いじめ問題発生時に限る）
- ・ スクールカウンセラー（出勤日のみ）

### (2) いじめの未然防止について

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを生徒に理解させ、生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。

- ① 学校、各学年、各クラスにおいて、「個性の尊重」「自己肯定感」「集団への帰属意識」などを意識し、いじめが起こらない集団づくりを目指す。
- ② 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ③ 生徒が人・社会・自然と向き合うことで、共に生きる心の大切さ、集団の一員としての自覚と信頼を育む体験や活動を取り入れる。
- ④ 生徒がいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進することでいじめが起こらない集団づくりを目指す。
- ⑤ 生徒理解のための校内研修を通じて、個々の生徒の特性についての共通理解を図る。
- ⑥ 「SNS学校ルール及び家庭ルール」を徹底させ、ネット上のいじめの防止に向けた啓発活動を推進する。

#### 生徒主体で定めた本校の SNS 学校ルール

1. 時間に注意する（原則として22:00まで）。
2. 自分や他人の個人情報扱わない。
3. 相手のことを考えて言葉を選び、悪口は使わない。

### (3) いじめの早期発見について

いじめ問題への対応は、発生から時間が経つほど複雑な問題へと発展しやすいため、日頃から生徒の発する「心のサイン」を見逃さないよう、いじめの早期発見に努める。

- ① 「生活アンケート」(主にいじめに関するアンケート)を6月、11月、2月の年3回実施し、その結果をもとに「対策委員会」や職員会議を開き、情報交換し、組織的な対応に努める。
- ② 「心の相談アンケート」(学習面及び人間関係の悩みに関するアンケート)を5月連休明け、夏休み明け、冬休み明けに実施し、生徒の抱える悩みを調査し、聞き取りを行う。
- ③ 生徒の変化をさまざまな角度から把握するために、教職員が休み時間等に定期的に校内巡回を行い、そこで気づいた異変を教職員間で共有する。
- ④ 三者面談や二者面談時に、いじめに関する訴え、いじめにつながる情報や兆候を吸い上げ、教職員間で共有し、速やかに対応する。
- ⑤ 生徒及び保護者に対し、校内の相談窓口や、校外の相談機関等の連絡先を周知する。
- ⑥ 学級担任は、スクールカウンセラーの助言を受ける場면을定期的に設け、いじめの早期発見に努める。
- ⑦ スクールカウンセラーによる面接  
生徒が戸惑うことなく、スクールカウンセラーに相談できる環境をつくるために、1年生を対象に、入学当初に、スクールカウンセラーによる全員面談を実施する。

### (4) いじめ問題への対応について

いじめ問題への対応は、発見や訴えがあり次第、または本人の訴え等がなくても、いじめではないか、と判断した場合には速やかに対応を始め、早期解決に努める。但し、解決のための聞き取りや指導等は、時間をかけ丁寧に行う。

- ① いじめを受けた、又は受けているであろう生徒への聞き取り  
いじめを受けていることが判明した場合、又はいじめを受けているであろうと判断できる場合、原則複数の教員で被害生徒から事実関係の確認と心情の聞き取りを行う。
- ② いじめを受けた生徒及びいじめを報告した生徒の安全の確保  
いじめを受けた生徒及びいじめを報告した生徒の安全確保を最優先する。
- ③ いじめを行った生徒への指導  
いじめを行った生徒に対し、速やかにその行為をやめさせ、原則複数の教員で事実関係の確認を行う。特に、被害生徒の証言と、加害生徒の証言をすり合わせ、一致していない場合は丁寧に確認を行う。証言が概ね一致していることを確認し、加害生徒に対して、その行為の重大さを認識させるために、いじめ行為をするに至った背景や心情面の聞き取りを行った上で、継続的な指導を行う。
- ④ いじめに同調した生徒又は見ていた生徒に対しての指導  
いじめの傍観者になっていた生徒に対して、傍観することはいじめに加担することになるということを考えさせ、そのような行為がいじめを受けている生徒の苦痛を増すだけでなく、孤立感や孤独感を強め、人間不信の原因となることを理解させる。見ていた生徒については、事実を速やかに大人に報告しないことは、いじめをよりエスカレートさせることを認識させ、今後

はいじめを見た場合すみやかに大人に報告するよう指導する。

⑤ 被害生徒の保護者に対しての連絡

事実を報告し、生徒（我が子）の話に耳を傾け、家庭でも具体的な事実や心情を聞くよう促し、問題解決に向けた学校の方針への理解と協力を求める。

⑥ 加害生徒の保護者に対しての連絡

事実を報告し、学校は被害生徒を全力で守ることを第一に考え、対応することを明確に伝える。事実を冷静に確認し、生徒の心情を十分に聞くよう促し、家庭での指導を促す。

⑦ 教育委員会及び外部機関への連絡

いじめの行為が極めて悪質で、犯罪行為（事件）として取り扱われるべきと認められる場合、速やかに多摩市教育委員会及び所轄警察署等と連携し対応する。

⑧ インターネットによるいじめの対応について

インターネットを通じていじめが行われた場合において、いじめを受けた生徒又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求める。

### 3. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義されている。

※重大事態の例

- 生徒が自殺を意図した場合
- 生徒の身体に重大な被害が生じた場合
- 生徒の財産（主に金品）等に重大な被害が生じた場合
- 生徒の精神に重大な疾患が生じた場合
- 学校を長期に欠席することが余儀なくされた場合

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が生じた場合、速やかに多摩市教育委員会に報告し、場合によっては警察や関連機関へ通報する。
- いじめを受けた生徒に対して聞き取りができない場合、被害生徒の保護者の要望・意見を十分に考慮し、迅速に当該保護者と協議の上、在籍生徒や教職員に対する質問紙（アンケート等）による調査や聞き取りを行う。
- 情報発信や報道対応については、プライバシーの配慮上、正確で一貫した情報提供に努める。